

## 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る出欠の扱いについて

### 1. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は任意接種ですので、基本的に出席停止の扱いとはなりません。ただし、週末や放課後などの限定された日時で予約を取ることが難しい等の事情に鑑みて、接種のために1日の授業の一部を受けられない状況が生じた場合、その授業を欠課として扱わないこととします。また、期日や場所の変更が困難で、かつ接種場所までの移動に長時間を要するため登校ができない場合は、ご相談ください。

### 2. 副反応が出た場合の出欠の取扱い

接種後、発熱等の風邪症状がみられるときは、出席停止の扱いとなりますので、登校をひかえてください。風症状以外の症状があった場合は、個別に判断しますのでご相談ください。